

○世羅町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱
平成18年9月29日告示第228号

改正沿革

世羅町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項に基づき、在宅の身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者(以下「障害者等」という。)並びに、法第4条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第4条第2項に規定する者(以下「難病患者等」という。)に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)の給付を行うことに関して必要な事項を定めることを目的とする。

※履歴

(用具の種類)

第2条 給付を行う用具は、障害者等については別表1、難病患者等については別表2の対象用具欄に掲げるものとする。

※履歴

(給付の対象者)

第3条 用具の給付の対象者は、次に掲げる要件に該当する者とする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

(1) 町内に居住する障害者等及び難病患者等で、別表1及び2の対象者欄に掲げる者であること。

(2) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表1及び2の耐用年数欄に規定する期間を経過してはいない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも更に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を行う新たな機器の方が障害者等の用具の使用効果が向上する場合には限り、再交付が可能であるものとする。

※履歴

(給付の申請)

第4条 障害者等又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)が用具の給付を受けようとするときは、日常生活用具給付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、町長に申請するものとする。なお、別表1のストブ用器具及び紐おむつ等に限り、1回の申請で6か月分まで申請できるものとする。

2 難病患者等又はその扶養義務者が用具の給付を受けようとするときは、前項の規定に加え、診断書又は特定疾患医療受給者証等、難病患者等であることが確認できる書類を添えて、町長に申請するものとする。町長は、難病患者等から申請書の提出を受けたときは、必要に応じて申請者に対し、身体生活の状況等の聞き取りを行うものとする。

※履歴

(給付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を調査し、用具の給付の可否を決定するものとする。町長は、用具の給付を行うことを決定したときは、前条の規定により申請した告

(以下「申請書」という。)に対し、日常生活用具給付決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するとともに、日常生活用具給付券(様式第3号)を交付するものとする。町長は、用具の給付を行わないことを決定したときは、申請者に対し、如下決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(用具の給付)

第6条 用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に日常生活用具給付委託書(様式第5号)により委託して行う。

(費用の負担及び支払)

第7条 用具を給付されたこととなった者又はその扶養義務者は、用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。2 前項の規定により用具を給付されることとなった者又はその扶養義務者が負担すべき額(以下「負担額」という。)は、法第76条の規定に基づき「補給費」の額による。3 用具を給付されることとなった者又はその扶養義務者は、用具の給付の委託を受けた業者から用具の引渡しを受ける際、当該業者に対し、負担額を支払わなければならない。

※履歴

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者又はその扶養義務者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、毀滅し、交換し、貸し付け又は担保に供し又はその扶養義務者に対し、当該用具の給付に違反した当該用具の給付を受けた者又はその扶養義務者に対し、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部の返還を命じることができ。

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)
1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。(経過措置)

2 別表のストブ用器具に限り、限度価格の100分の103に相当する額の範囲内の価格とする。なお、この経過措置は平成19年3月31日までとする。

3 次に掲げる告示は、廃止する。
(1) 世羅町重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱(平成16年世羅町告示第136号)

(2) 世羅町重度障害児・者日常生活用具給付等実施要綱(平成16年世羅町告示第137号)

附 則(平成19年6月29日告示第161号)

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日告示第70号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月31日告示第137号)

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第105号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表1(第2条-第4条関係)

対象用具	耐用年	対象者

項目	性能等	限度価格	数	
特殊要台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頸部及び脚部の材料強度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上で18歳以上のもの
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年	下肢又は体幹機能障害1級で18歳以上のもの(常時介護を要する者に限る。)若しくは療育手帳の障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に該当するものに限る。)の程度が2級以上で、原則として3歳以上のもの
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年	下肢又は体幹機能障害1級の者(常時介護を要する者に限る。)で、原則として学齢児以上のもの
入浴指架	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(入浴に当たって、家族等其他人の介助を要する者に限る。)で、原則として3歳以上のもの
体位変換器	介護者が障害者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(下肢変換等に当たって、家族等其他人の介助を要する者に限る。)で、原則として学齢児以上のもの
移動用リフト	介護者が重度身体障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、原則として3歳以上のもの
訓練椅子	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で、原則として3歳以上のもの
訓練用ベッ	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で、原則として学齢児以上のもの

入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	9年	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、入浴に介護を必要とする者のもの
便器	障害者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,450 手すり 5,400	8年	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの
床部保護網	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160	3年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者、療育手帳の障害の程度が重度又は最重度及びてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの
歩行補助つ	T字杖・棒状のもの ア 主体—木村 外装—二重塗装 イ 主体—軽金属 外装—塗装なし	ア 2,200 イ 3,000 (夜光材料とした場合は、410円(全面1,200円)増し。外装に白色又は黄色ラックカー使用の場合は、260円増し)	3年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者であって、用具の使用により歩行が可能になる者で、原則として3歳以上のもの
移動・移乗支援用具	おむつ和次のような性能を有する手すり、スロワー等であること。 ア 障害者等の身体的機能の状態を十分認識するための安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、経路解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 (工事費も含む。)	8年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則として3歳以上のもの
特殊便器	足踏みペダルにて温水通風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年	下肢障害2級以上の者及び療育手帳の障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、原則として学齢児以上のもの

火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報了音一で知らせ得るもの	15,500	8年	身体障害者手帳2級以上、障害手帳の障害の程度が重度又は嚴重度及び精神障害者保健福祉手帳2級以上の者であつて、火災発生感知及び非難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8年	身体障害者手帳2級以上、障害手帳の障害の程度が重度又は嚴重度及び精神障害者保健福祉手帳2級以上の者であつて、火災発生感知及び非難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
電報調理器	障害者等が容易に使用し得るもの	41,000	6年	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は障害手帳の障害の程度が重度又は嚴重度の者であつて、18歳以上のもの
歩行時間延長 長信号機用 小迎送機	視覚障害者・者が容易に使用し得るもの	7,000	10年	視覚障害2級以上であつて原則として年齢以上のもの
聴覚障害者 用屋内信号 装置	音、音声等聴覚、聴覚等に容易に知覚できるもの	87,400	10年	聴覚障害2級以上であつて18歳以上のもの(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯と認められる世帯)
透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年	腎臓機能障害3級以上で自己透析療法(CAPD)による透析療法を行う者で、原則として3歳以上のもの
ネオライザ ー(吸入器)	障害者等が容易に使用し得るもの	30,000	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であつて、必要と認められるもので、原則として年齢以上のもの
電気式たん 吸引器	障害者等が容易に使用し得るもの	58,400	5年	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であつて、必要と認められるもので、原則として年齢以上のもの

携帯パソコン 型換車	障害者等が容易に使用し得るもの	17,000	10年	医療保険における在宅療養療法を行う者で、18歳以上のもの
盲人用体品 計(音声式)	視覚障害者・者が容易に使用し得るもの	9,000	5年	視覚障害2級以上の者で、原則として学齢以上のもの(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
盲人用体品 計	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	18,000	5年	視覚障害2級以上の者で、18歳以上のもの(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
携帯用金話 補助装置	携帯式で、こばを音声又は文字に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	98,800	5年	音声機能著しく(言語理解能障害者又は読解不自由者)であつて、発声、発話に著しい障害を有する音で、原則として学齢以上のもの
情報・通信 支援用具	情報機器(パーソナルコンピュータ)を使用するに当たつて必要となる周辺機器やソフトウェア等であつて、障害者等が容易に使用し得るもの	100,000	6年	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上又は言語、上肢操作障害2級以上の音で原則として学齢以上のもの
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年	視覚障害2級以上であつて、必要と認められるもの
点字器 (普通型)	視覚障害者・者が容易に操作し得るもの ア 32マス18行、両面書 両端板製 イ 32マス18行、両面書 ブラスタック製	ア 10,400 イ 6,600	7年	視覚障害を有する者であつて、本用具を使用して点字を打つことができるもの
点字器 (携帯用)	視覚障害者・者が容易に操作し得るもの ア 32マス4行、片面書 アルミニウム製 イ 32マス12行、片面書 ブラスタック製	ア 7,200 イ 1,650	5年	視覚障害を有する者であつて、本用具を使用して点字を打つことができるもの
点字タイラ イター	視覚障害者・者が容易に使用し得るもの	63,100	5年	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就労している又は就労が見込まれる者に限る。)

視覚障害者用ボータグ（録音再生機）	音声等により操作ボタ ンが知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式 による録音並びに当該 方式により記録された 図書の再生が可能な製 品であつて、障害者等 が容易に使用し得るも の	85,000	6年	聴覚障害2級以上の 者で、原則として学齢 児以上のもの
聴覚障害者用ボータグ（再生専用機）	音が知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式 により記録された図書 の再生が可能な製品で あつて、障害者等が容 易に使用し得るもの	35,000	6年	聴覚障害2級以上の 者で、原則として学齢 児以上のもの
視覚障害者用漢字文書 誌上げ装置	文字情報と同一紙面上 に配置された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声情報 に変換して出力する機 能を有するもので、視 覚障害者が容易に使用 し得るもの	99,800	6年	聴覚障害2級以上の 者で、原則として学齢 児以上のもの
視覚障害者用拡大装置	画像入力装置を読みた いもの（印刷物等）の上 に置くことで、簡単に 拡大された画像（文字等） をモニターに映し出せる もの	198,000	8年	聴覚障害者であつ て、本装置により文 字等を読み取ることが 可能なもので、原則 として学齢児以上 のもの
盲人用時計	視覚障害者が容易に使 用し得るもの	10,300 (音声時計の 場合13,300)	10年	聴覚障害2級以上 で、18歳以上の者。 なお、音声時計は、 主治の聴覚に障害が ある等のため特殊式 者を原則とする。
聴覚障害者 用通信装置	一般の電話に接続する ことができ、音声の代わ りが可能な機器であつ て、障害者等が容易に 使用し得るもの	71,000	5年	聴覚障害者又は発 声・発語に著しい障 害を有する者であつ て、コミュニケーション 手段として必要と認め られる者で、原則として 学齢児以上のもの
聴覚障害者 用情報受信 装置	字幕及び手話通訳付の 聴覚障害者用番組並び にテレビ番組に字幕及 び手話通訳の映像を合 成したものを画面に出 力する機能を有し、か つ、災害時の聴覚障害 者向け緊急信号を受信 するもので、聴覚障害 児・者が容易に使用し 得るもの	88,900	6年	聴覚障害者であつ て、本装置によりチ ビの視聴が可能にな る者

人工喫煙 (箱式)	呼吸によりニコチン等の既 成成分を吸入させ、ニコチン等 の管を通じて舌葉を口 腔内に導き構音化する もの	5,000 (喫煙力ニエ ーシ付とした 場合は 8,100)	4年	喫煙機出力により音 声機能を喪失した者
人工喉頭 (電動式)	頸下部等にあつた電動 板を駆動させ経皮的に 舌葉を口腔内に導き構 音化するもの	70,100	5年	喫煙機出力により音 声機能を喪失した者
点字図書	点字により作成された 図書	点字図書を 作成するため に要した額から 自己負担額を 控除した額	—	主に、情報の入手を 点字に上つている情 況障害児・者
ストマ用装置 (密閉袋)	低刺激性の粘着剤を使 用した密封型又は下部 開放型の収納袋のもの ラテックス製又はプラス チックフィルム製	8,600	—	両頬機能障害を有す る者であつて、必要と 認められるもの
ストマ用装 具(審美袋)	低刺激性の粘着剤を使 用した密封型の収納袋 付のもの ラテックス製又はプラス チックフィルム製	11,300	—	ぼうこう機能障害を 有する者であつて、必 要と認められるもの
紐おむつ等	紐おむつ、サラシ、ガー ゼ、尿脲袋、洗滌器具 (利用期間6か月程度)	12,000	—	ぼうこう機能障害を 有する者であつて、次 のいずれかに該当す るもの ア 腸管のストマある いは尿管変位にス トマの著しい変形を 示すストマ留置の 者しい皮膚のびら んのためストマ用 装具を装着できな い者で紐おむつ等 の用具類を必要と するもの イ 先天性疾患（先天 性腸肛を除く）に 起因する神経障害 による高度の排便 機能障害の排泄 又は高度の排便機能 障害のある者で紐 おむつ等の用具類 を必要とするもの ウ 先天性腸肛に列 する肛門形成不全に 起因する高度の排 便機能障害のある 者で、紐おむつ等 の用具類を必要と するもの

収尿器 (男性用)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 ア 普通型 イ 簡易型	ア 7,700 イ 5,700	1年	背挫損傷等により排泄障害(特に失禁のある場合)のあるものとするもの
収尿器 (女性用)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 ア 普通型 イ 簡易型 ホリエチレン製の採尿袋専用ゴム管付(採尿袋20枚を1組)	ア 8,500 イ 5,900	1年	背挫損傷等により排泄障害(特に失禁のある場合)のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者の移動等を円滑にする用具で設備に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	—	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学童児以上であって、障害等級3級以上の者(ただし、特設便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のもの)
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	障害者等が容易に使用し得るもの	50,000	5年	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって必要と認められるもの
音楽ICタグレコーダ	情報を音声でICタグに読み取らせ、出力する機能を有するもので視覚障害者等が容易に使用し得るもの	63,000	5年	視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上のもの

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上段・下段又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
2 感覚障害者専用屋内信号灯を含む。

別表2(第2条—第4条関係) 対象用具

種目	性齢等	基準額(円)	耐用年数	障害及び程度
特殊マット	備傷の防止又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの。	19,600	5年	寝たきりの状態にある者
特殊寝台	頸、頭等の訓練できる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び足部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8年	寝たきりの状態にある者
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので障害者等又は介護者が容易に使用できるもの。	67,000	5年	自力で排泄できない者
体位変換器	介助者が障害者等の体位を交換させるのに容易に使用できるもの。	15,000	5年	寝たきりの状態にある者
移動用リフト	介助者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年	下肢又は体幹機能に障害のある者
訓練用ペダルト	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200	8年	下肢又は体幹機能に障害のある者
便器	障害者等が容易に使用できるもの。(手すりをつけることができる。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	4,450 5,400	8年	常時介助を要する者
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年	入浴に介助を要する者
歩行支援用具	おおむね次のような機能を有する手すり、アローブ等であって、軽病者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具となるもの。(歩行器を除く。)	60,000	8年	下肢が不自由な者
特殊便器	足踏みペダルにて温水温度を出し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年	上肢機能に障害のある者
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液	28,700	8年	火災発生のお知らせ及び避

自立生活支援用具

		を噴射し、初期火災を消火し得るもの。			雄が著しく困難な難病患者等のみの世界に在る世界
	電気式たん吸引器	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの。	56,400	5年	呼吸器機能に障害のある者
	ネブライザ	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの。	36,000	5年	呼吸器機能に障害がある者
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの。	157,500	5年	人工呼吸器の要する者
	在宅医療等を支援する用具	難病患者等の移動を円滑にする用具で、空室に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000	-	下肢又は体幹に障害がある者
	住宅改修費	障害生活活動作補助用具			

様式 附